

# 《油縄子交流センター利用のきまり》

R 2.1.30改訂

所在地 日立市鮎川町2-6-1

電話、Fax 0294-38-7531

## I 施設について

### 1. 油縄子交流センターは

- (1) 市民の皆様が利用できる施設です。(15歳以下は、保護者同伴です。)
- (2) 油縄子学区の住民による運営委員会が運営しています。
- (3) 地域コミュニティ活動の拠点になっています。
- (4) 市民の皆様が公平に利用いただけるように「利用のきまり」を定めています。  
「利用のきまり」を守り、ご利用下さいますようお願い致します。
- (5) 次に該当するときは、使用できません。
  - 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき
  - 営利、宗教、政治的目的で使用するとき
  - その他、管理上支障があるとき

## II 利用のきまり

### 1. 開・閉・休館日時

- 開館：午前9時      ○ 閉館：午後9時
- 休館日：年末、年始（他に運営委員会が必要と認めた場合）

### 2. 使用の申し込み方法

※ 使用する場合は予約は、必ずセンター窓口にて「使用申請書」を提出してください。

電話で予約の受付はできませんので、直接窓口にお願ひします。

電話でのお問い合わせは、空き状況の確認のみにさせていただきます。

- (1) 定期的に使用する団体は、「利用団体連絡会」に団体名、使用日他必要事項を登録してください。  
登録すると「登録団体」となり、使用日（登録日）の前月1日から予約を受け付けます。  
但し、公的使用によって登録日に使用出来ない場合があります。その場合、希望代替日時については相談に応じます。
- (2) 登録していない団体は、7日前から受け付けます。
- (3) 公的団体の場合は、2ヶ月前から受け付けます。  
公的団体：市関係、学校関係、子ども会、町内会・自治会、青年会など
- (4) 15才以下（小人）の使用は、保護者が「使用申請書」を提出してください。  
保護者同伴での使用となります。

裏面に続く→

### 3. 使用回数および使用時間

使用回数は週1回とします。年間・月間使用回数については以下の通り。

- (1) 登録団体の使用回数（登録日）は月3回までとし、登録日以外は使用日の7日前から予約を受け付けます。
- (2) 登録していない団体は年3回までとします。
- (3) 原則とし下記の時間帯1回とします。（掃除等後片付けの時間を含みます。）  
午前の部；9時～12時 午後の部；13時～16時 夜間の部；17時～20時30分  
※時間厳守でお願い致します。

### 4. お帰りになる前に

- (1) 使用した部屋の掃除をして下さい。茶殻やゴミはお持ち帰りください。  
また、テーブルの上は、必ず台ふきんで拭いて誰もが気持ちよく利用できるようご協力ください。
- (2) 掃除終了後、「使用報告書」のチェック項目を確認し、報告書を提出してください。
- (3) 備品は、元の位置に戻してください。
- (4) 交流センター内に私物は保管できませんので、毎回お持ち帰りください。  
15歳以下（小人）の使用終了後は、保護者が「使用報告者」を記入し提出してください。

### 5. 利用団体の一斉清掃について

利用団体連絡会に登録している団体は、年3回のうち1～2回の清掃に参加していただきます。（担当の団体には、一斉清掃のご案内を差し上げます。）

### 6. コピー、印刷の利用について

コピー・カラーコピー・印刷などは、窓口で受け付けます。

使用料金については、窓口に掲示してありますのでご覧ください。

### 7. 注意事項

- (1) 予約の取り消しや登録日に使用しない場合は、事前にご連絡ください。
- (2) 省エネにご協力下さい。（暖房、冷房の規定温度管理、照明の直前使用など）
- (3) 火気は湯沸し室、調理室以外は禁止します。
- (4) アルコール類の飲用は、事前に運営委員長の許可を取ってください。
- (5) 館内・構内は、禁煙です。
- (6) 当センターを利用できる団体を構成する人数は、5名以上です。